

消費者安全法に基づく国会報告について（案）

平成 25 年 2 月

1. 根拠

・消費者安全法第 13 条第 1 項では、内閣総理大臣は、行政機関、地方公共団体等からの通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめることとされている。

・取りまとめたものは、同条第 4 項にて国会に対して報告することとされている。なお、同項は、消費者安全法案の国会審議にて追加されたもの。

※消費者安全法の衆参附帯決議では、適時適切に国会に対し報告しなければならない、とされている。

2. 報告実績

・平成 22 年 6 月に、本法律に基づく初めての国会報告を行って以降、これまでに合計 5 回の報告を行ってきた。

(参考)

- 第1回(H21.9.1～H22.3.31) :平成 22 年 6 月 15 日閣議決定
- 第2回(H22.4.1～H22.9.30) :平成 23 年 2 月 25 日閣議決定
- 第3回(H22.10.1～H23.3.31) :平成 23 年 6 月 17 日閣議決定
- 第4回(H23.4.1～H23.9.30) :平成 24 年 2 月 10 日閣議決定
- 第5回(H23.10.1～H24.3.31) :平成 24 年 6 月 8 日閣議決定

3. 今回の対応案

- ・平成 25 年 2 月 15 日に閣議決定した上で国会に報告したい。
- ・今回の第 6 回報告の対象期間は、平成 24 年 4 月から平成 24 年 9 月まで。

4. 構成

- ・消費者安全法に基づき通知された消費者事故等に関する情報や PIO-NET を通じて収集された情報について集約。
- ・消費者安全法に基づき消費者庁が行った措置や消費者安全法以外の法執行・各種情報提供について記載。

5. 報告のポイント

【消費者事故等の通知件数】

○重大事故等は、ほぼ横ばい（平成 24 年度上半期 636 件、前年同期比増減率 2.6%増。以下同様）。

・車両や家電製品等の火災に関する通知が大半であり、従来の傾向が続いている。

○重大事故等を除く消費者事故等のうち、生命・身体事案(647 件、13.3%減)、財産事案(5,236 件、20.8%減)ともに減少。

・生命・身体事案は、外食等の「食中毒」が減少。

・財産事案は、「金融・保険サービス」が中長期的に減少傾向。特に「預貯金・証券等」(未公開株など)「デリバティブ取引」が大きく減少している。

○OPIO-NET に収集された相談情報は減少(390,343 件、6.6%減)。このうち、生命・身体事案は増加(7,187 件、11.4%増)。

・生命・身体事案の増加要因としては、「保健・福祉サービス」の増加(特に「医療サービス」「歯科治療」)があげられる。

【消費者被害の発生又は拡大防止に関する取組】

○消費者安全法第 15 条に基づく注意喚起(2 件)

・「天然ガス施設運用権」の勧誘に関する注意喚起

・「信託受益権」の勧誘に関する注意喚起

○生命・身体事案に係る注意喚起(10 件^{※1})

(※1 消費者安全法又は消費生活用製品安全法によって入手した情報に基づく情報提供)

・機械式立体駐車場での事故に関する注意喚起

・腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒の発生について 等

○消費者安全法等以外の措置

・「コンプガチャ」等に関する景品表示法上の考え方等を公表 等

○安全、表示・取引に関する各種情報提供

・日食観察用グラスの使用に当たっての注意喚起

・インターネットを通じた海外ショッピング時のトラブルと注意すべき5つのポイント 等

○「東日本大震災」に関する情報提供

・放射性物質検査機器392台の貸与と検査結果の情報提供、「食品と放射能 Q&A」の改訂(第7版)・配布、消費者とのリスクコミュニケーションの実施(90 回^{※2}) 等

(※2 平成24年度上半期の消費者庁の主催・共催及び地方公共団体等が開催する講演会等への協力)

以上